

監査結果に係る措置状況報告書

(平成30年10月)

東大阪市監査委員

東大阪監査公表第8号

平成30年10月10日

東大阪市監査委員

柴田敏彦

同

牧直樹

同

菱田英継

同

鳥居善太郎

監査結果に関する報告に基づき講じた措置の通知等について

地方自治法第199条第12項及び東大阪市監査事務処理規程第29条第1項の規定により、監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知等があったので、同法同条同項及び同規程同条第2項の規定により次のとおり公表します。

目 次

市 長 公 室	1
經 營 企 画 部	11
消 防 局	23
市 民 生 活 部	31
出 納 室	39
農 業 委 員 会 局 農 事 務 部	43
教 育 委 員 会 局 社 会 教 育 部	45
学 校 園	71

監査結果に関する報告に基づき講じた措置の通知等の公表

1. 通知を行った者

東大阪市長 野 田 義 和

2. 通知を受けた日

平成 30 年 9 月 13 日

3. 監査結果に関する報告

平成 29 年 8 月 10 日監報第 2 号 監査結果報告書

4. 監査の対象

市長公室所管事務

秘書室

1 後援名義使用承認について

当室では、団体等が行う学術・文化・福祉などの公益的事業を奨励するため、後援名義使用承認及び市長賞状等の交付に関する要領（以下「要領」という。）に基づき、承認等の事務を行っている。

ところで、後援名義使用承認に係る事業終了報告書（以下「報告書」という。）に係る事務において、以下の留意すべき事項が見受けられた。

適正な事務処理をされたい。

- (1) 要領において、後援名義使用承認を受けたものは、当該事業が終了した場合は、報告書を速やかに市長に提出しなければならないと規定されているものの、長期にわたり、その提出がないもの。
- (2) 要領において、報告書の提出がない場合は、原則として、以後、当該申請者に対して後援名義の使用承認を行わないと規定されているものの、報告書の提出がない申請者に対し、承認を行っていたもの。
- (3) 提出された報告書において、報告年月日や承認年月日の記載がないなど、その内容に不備があるもの。

措置内容

措置済

- (1) ご指摘いただきました、報告書の提出がなかった申請者に対しましては、速やかに報告書を提出するよう指示し、提出していただいております。また、チェックリストを用い、報告書の未提出がないかを確認しております。
- (2) ご指摘を踏まえ、適正な対応を行っております。
- (3) 提出された報告書の不備につきましては、是正いたしました。

2 資金前渡事務について

当室では、毎月交際費を資金前渡している。

ところで、平成 28 年 11 月 7 日の交際費において、11 月分前渡資金を資金前渡通帳から出金せず、精算前の 10 月分前渡資金から支払っていた。

適正な事務処理をされたい。

措置内容

措置済
当該月分の交際費は当該月分において支出することを徹底しております。

3 時間外勤務手当等の請求事務について

職員の時間外勤務等取扱要領（以下「要領」という。）に基づき、所属長は時間外勤務等の必要があるときは、時間外勤務等命令簿（以下「命令簿」という。）に必要な事項を記載して命令し、職員は時間外命令等が終了したときは、所属長に報告又は命令簿に終了時刻の記入を行い、所属長はその実績を必ず確認し、命令簿の確認欄に押印するように規定されている。

ところで、当課の時間外勤務手当の請求事務において、命令簿に記載されている実際に時間外勤務を要した時間と、請求時間が異なっているものが見受けられた。

適正な事務処理をされたい。

措置内容

措置済
時間外手当の誤請求分については、平成 29 年 7 月分給与において精算いたしました。

政策調整室

1 契約事務について

当室が管理している旧春宮保育所では、敷地の除草等業務を委託により実施している。

ところで、当該契約事務において、以下の留意すべき事項が見受けられた。

適正な事務処理をされたい。

- (1) 入札の実施にあたり、業者からの見積書を基に予定価格を積算し、指名競争入札を実施したものの、予定価格内の入札がなく不調となったことから、一部仕様変更のうえ再入札を実施し、契約締結に至ったところである。

業者からの見積書を基にした予定価格の積算は、公平性の観点から慎重に行うべきであり、また、再入札時の落札価格が予定価格の39%と低額であったことから、契約締結の適当性について検討が必要であったと考えられるもの。

- (2) 当初の仕様書が的確でなかったことから、委託内容量（除草シート）に不足が生じたため、除草シートの施工面積を倍増する変更契約を締結しているもの。

- (3) 契約書に暴力団の排除に関する条項が規定されていないもの。

措置内容

措置済

当該業務にかかる契約事務につきましては、その後の取り扱いはありませんが、今後につきましてはご指摘を踏まえ適正な事務処理を行ってまいります。

2 消防用設備について

当室が管理している旧春宮保育所において、平成 28 年 4 月に実施された消防用設備等点検の結果報告書によると、消火器具、誘導灯及び誘導標識の設備について「不良」と判定されている。

適切な施設整備に努められたい。

措置内容

措置済

旧春宮保育所につきましては、当該保育所が近隣に移転・新設をしたことから平成 25 年度末でその目的を終えています。土地所有者である大阪府と協議の上で、現在、本市の備蓄倉庫として当室が管理をしているところです。今回のご指摘を受けて消防局と協議を行い、現在の使用実態に用途変更を行いました。その後、消防用設備等点検において不備等はないと報告を受けたところです。

3 時間外勤務命令について

時間外勤務命令については、職員の時間外勤務等取扱要領（以下「要領」という。）において、正規の勤務日に時間外勤務等の命令を行うときは、正規の勤務時間と命令を行う時間との合計が7時間45分を超える場合は少なくとも1時間の休憩時間を与えるように規定されている。

ところで、当室の一部職員については、平成28年度の時間外勤務において、規定の休憩が取得されていない状況となっていた。

要領の施行に伴う質疑応答において、市民対応や会議などで休憩を取得できない場合は、規定の休憩時間を取得することなく勤務を行うことは認められているものの、当該所属長においては、職員の時間外勤務の状況を十分把握し、長時間にわたるような勤務を避けるよう、要領の趣旨を踏まえた対応に努められたい。

措置内容

措置済
ご指摘を踏まえ、規定の休憩の取得を促し、適正な対応を行っております。

市政情報相談課

1 出納員事務について

当課長は、出納員として、公文書開示に係る写しの作成及び送付に要する費用の収納を行っている。

ところで、費用の収納を行った際に発行している領収証書の金額と、領収証書に記載している内訳の合計金額が一致していないものが見受けられた。

適正な事務処理をされたい。

措置内容

措置済

これまでは、写しの費用を徴収する際は、開示の際に合計額を計算し、その金額を領収書に記載していました。

ご指摘を頂いて以降は、事前にその内訳や合計額の計算を行い、その数字を付箋等に記載し、それを開示公文書に添付することで領収書の記載に間違いがないよう、改善を行いました。

また、領収書に合計額を記載した後、再度金額の計算を行うよう課内で手順の確認を行いました。

2 契約事務について

委託契約事務において、以下の留意すべき事項が見受けられた。

適正な事務処理をされたい。

- (1) 契約金額が500万円を超えているにもかかわらず、調度課の合議がないもの。
- (2) 契約書に暴力団の排除に関する条項が規定されておらず、契約金額が500万円以上の場合に必要とされている誓約書も徴収されていないもの。

措置内容

一部措置済
<p>(1) 調度課の契約事務の手引きを用いて、課内で指摘事項についての確認を行いました。 平成30年度契約分より、調度課の合議を設定しております。</p> <p>(2) 今回のご指摘につきまして、委託契約先である大阪弁護士会に確認いたしましたところ、大阪府下の他市との委託契約書においても暴力団排除条項は規定しておらず、今後もその方針は変更しないとのことでございます。</p>

監査結果に関する報告に基づき講じた措置の通知等の公表

1. 通知を行った者

東大阪市長 野 田 義 和

2. 通知を受けた日

平成 30 年 9 月 13 日

3. 監査結果に関する報告

平成 29 年 8 月 10 日監報第 3 号 監査結果報告書

4. 監査の対象

経営企画部所管事務

企画室

1 地域研究助成金について

当室では、市内に所在する大学等に対し、地域に関連する研究活動等を支援するため、地域研究助成金交付要綱（以下「要綱」という。）を策定し、助成金を交付している。

ところで、当該助成金の対象経費において、以下の留意すべき事項が見受けられた。

- (1) 平成 28 年度収支決算書（以下「決算書」という。）によると、「備品費」としてデザイン作成用パソコン（223,452 円）の購入を助成の対象経費とされていた。

パソコンについては、長期間継続して使用し保存することができる物品であり、要綱第 7 条（助成金の使用制限）において「助成金の交付を受けた者は、助成金を地域研究活動等に直接必要な経費にのみ使用しなければならない。」と規定していることから、単年度事業に対する助成金の対象経費としては、適当でないものと考えられる。

適正な事務処理をされたい。

- (2) デザイン作成用パソコンについては、助成金の交付申請に係る計画調書では 120,000 円での購入が計画されていたものの、実績報告書においては、他の対象経費からの振替により 223,452 円で購入されていた。

要綱第 6 条には「交付申請書の内容を変更しようとするときは、あらかじめその旨を記載した書面を市長に提出し、その承認を受けなければならない」と規定されているが、助成金（350,000 円）に対し、約 3 割の対象経費が振り替えられているにもかかわらず、要綱で規定する手続きがなされていない。

適正な事務処理をされたい。

- (3) 決算書によると、「旅費」として神奈川県内の中核市調査に係る交通費等（56,520 円）について、助成金の対象とされていた。

決算書には大学での旅費計算書が添付され、その積算については、学内研究費使用出張として、新幹線のグリーン料金及び日当を含んだものとなっている。

地域研究助成金申請要領では「旅費」について、宿泊代、ガソリン代、交通道路代などを含むとしているが、新幹線のグリーン料金及び日当など各大学の旅費支給基準と当該助成金の対象となる旅費について、明確な基準が設けられていない。

旅費に係る助成金の対象経費を明確にされたい。

措置内容

一部措置済

(1) については、原則対象外とし、研究でどうしても必要な電子機器端末等の購入について整理を行っているところです。

(2)、(3) については、適切に訂正しました。

2 新たな観光地域づくり推進事業について

当室では、平成 28 年 3 月に策定された観光振興計画に基づき、地域の観光推進を図る主体として設立された一般社団法人東大阪ツーリズム振興機構に対し、ラグビー観光関係事業、モノづくり観光関係事業、まち歩き観光及びプロモーション業務等及び観光施策についての地域の合意形成を図る協議会等運営業務を委託している。

ところで、当該委託契約において、以下の留意すべき事項が見受けられた。

適正な事務処理をされたい。

- (1) 契約書第 2 条に規定する、「新たな観光地域づくり推進事業業務仕様書」に基づく成果品が、履行期限である平成 29 年 3 月 31 日までに提出されていないもの。
- (2) 契約書第 5 条第 2 項に規定する収支決算書が、所定の期日までに提出されていないもの。

措置内容

措置済
(1) ご指摘を踏まえ、平成 29 年度より適正に処理しております。 (2) ご指摘を踏まえ、平成 29 年度より適正に処理しております。

3 補助金交付事務について

当室が実施する東大阪カレーパン事業補助金交付事務において、以下の留意すべき事項が見受けられた。

適正な事務処理をされたい。

- (1) 補助金等交付規則第 18 条第 1 項において、補助金等の交付決定をしようとする場合は、申請者が暴力団等であるかどうかについて警察署長の意見を聴くものと規定されているが、当該事業において、警察署長に意見を聴いていないもの。
- (2) 東大阪カレーパン事業補助金交付要綱第 8 条において、補助事業者は、当該申請に係る事業終了後もしくは当該年度終了後 30 日以内に東大阪カレーパン事業補助金完了報告書（以下「完了報告書」という。）を市長に提出しなければならないと規定されているが、提出期限内に完了報告書の提出がないもの。

措置内容

措置済
(1) 平成 29 年度以降、「東大阪市暴力団排除条例にかかる誓約書」を受理しております。 (2) 平成 29 年度以降、提出期限内での完了報告書提出を行っております。

4 資金前渡事務について

当室では、「トライくん」ゆるキャラグランプリPR活動に係る駐車場代金として資金前渡を行っている。

ところで、当該資金前渡事務において、以下の留意すべき事項が見受けられた。

適正な事務処理をされたい。

- (1) 資金前渡職員は、財務規則第206条の7の規定により現金出納簿を備え付けておかなければならないが、備え付けられていないもの。
- (2) 資金前渡の精算について、財務規則第43条第1項の規定により随時のものについては目的が完了した日から休日を除いて5日以内に精算しなければならないが、その精算が遅延しているもの。

措置内容

措置済
(1) 平成29年度より現金出納簿を作成しています。 (2) ご指摘以降、適正な処理を行っております。

5 概算払事務について

当室では、会議等に出席するために特別旅費として出張経費の概算払を受けている。

ところで、当該特別旅費の精算については、財務規則第 45 条第 1 項の規定により金額が確定した日から休日を除いて 5 日以内に精算しなければならないが、その精算が遅延している。

適正な事務処理をされたい。

措置内容

改善中

5 日以内の精算に努めており、大幅な遅延はないよう処理していますが、一部の精算において遅延があります。今後はより一層の早期作成に努めてまいります。

6 契約事務について

委託契約事務において、以下の留意すべき事項が見受けられた。

適正な事務処理をされたい。

- (1) 契約書に暴力団の排除に関する条項が規定されていないもの。
- (2) 契約金額が500万円以上の契約については、履行保証保険証書の提出があった場合や本市外郭団体等で契約を履行しないおそれがないと認められるときなどを除き契約保証金を徴収する必要があるが、契約保証金を免除し、契約書においても契約保証金に関する条項が規定されていないもの。
- (3) 契約金額が500万円未満であることから契約保証金を免除しているものの、契約書において契約保証金に関する条項が規定されていないもの。
- (4) 契約書及び仕様書において、業務委託に係る成果品の納品日を契約期間終了日と規定しているものの、実際の納品は約1か月遅延しているもの。
- (5) 契約書において、委託業務完了後、直ちに業務完了報告書を提出しなければならないと規定されているものの、その提出が遅延しているもの。
- (6) 契約書において、委託業務の第三者への委託（以下「再委託」という。）については、あらかじめ書面による承諾を行うことと規定されているものの、書面での承諾がないまま再委託により事業が実施されているもの。

措置内容

措置済
(1) 東大阪カレーパン事業にかかる暴力団排除に関する条項については、平成29年度以降、契約書の条項を整備し、適正に処理しています。
(2) 平成29年度以降、ふるさと東大阪応援寄附金業務委託契約書に規定し、履行保証保険証書を徴取しています。
(3) 平成29年度以降、結婚支援事業業務委託契約書に契約保証金に関する条項を規定しています。
(4) 平成29年度以降、納期を順守しています。
(5) 平成29年度以降、所定の期日までに業務完了報告書を提出していただいています。
(6) 平成29年度以降、書面による承諾を経て、再委託しています。

7 備品管理について

当室では、本市のマスコットキャラクターである「トライくん」の着ぐるみの管理を行っている。

ところで、備品管理システムに登録されている数量と、現物の数量が一致していない。

適正な事務処理をされたい。

措置内容

措置済
備品管理システム上で削除できていないものについて適正に処理し、現物と数量が一致するように対処しました。

行財政改革室

1 概算払事務について

当室では、会議等に出席するために特別旅費として出張経費の概算払を受けている。

ところで、当該特別旅費の精算については、財務規則第 45 条第 1 項の規定により金額が確定した日から休日を除いて 5 日以内に精算しなければならないが、その精算が相当期間遅延しているものが見受けられた。

適正な事務処理をされたい。

措置内容

措置済
財務規則第 45 条第 1 項に規定されているとおり、適切に処理しております。

2 契約事務について

委託契約事務において、以下の留意すべき事項が見受けられた。

- (1) 契約書において費用額に上限額が設定され、別表に規定する基本費用、総務費用及び実費の額を支払うとされているが、業務終了後、費用額を確定し支払を行う際に、確定契約を行っていないものが見受けられた。

費用額を確定した際に、確定契約を行われない。

- (2) 契約金額が 500 万円を超えているにもかかわらず、調度課の合議がないものが見受けられた。

適正な事務処理をされたい。

- (3) 契約金額が 500 万円以上の契約については、履行保証保険証書の提出があった場合や本市外郭団体等で契約を履行しないおそれがないと認められるときなどを除き契約保証金を徴収する必要があるが、契約保証金を免除しているものが見受けられた。

適正な事務処理をされたい。

- (4) 契約書に暴力団の排除に関する条項が規定されておらず、契約金額が500万円以上の場合に必要とされている誓約書も徴収されていないものが見受けられた。

適正な事務処理をされたい。

措置内容

措置済

- (1) 契約事務につきましては、確定契約を締結し、適切に処理致しました。
- (2) 500 万以上の契約につきましては、調度課へ合議をし、適切に処理しております。
- (3) 契約保証金につきましては、履行保証保険証書を受領し、財務規則第 117 条第 1 号により免除しており、適切に処理しております。
- (4) 契約書に暴力団排除に関する条項を規定し、500 万以上の契約につきましては、暴力団の排除に関する誓約書を徴収し、適切に処理しております。

3 管理職員特別勤務手当の請求事務について

職員給与条例第 37 条の 2 の規定により、管理又は監督の地位にある職員が必要により週休日又は休日等に勤務したときは、管理職員特別勤務手当（以下「手当」という。）を支給すると規定されている。

ところで、当該手当の請求事務において、規定に満たない時間数であるにもかかわらず請求しているものが見受けられた。

適正な事務処理をされたい。

措置内容

措置済
請求内容を訂正し、正しく精算されていることを確認いたしました。

監査結果に関する報告に基づき講じた措置の通知等の公表

1. 通知を行った者

東大阪市長 野 田 義 和

2. 通知を受けた日

平成 30 年 9 月 12 日

3. 監査結果に関する報告

平成 29 年 8 月 10 日 監報第 4 号 監査結果報告書

4. 監査の対象

消防局所管事務

総務課

1 消防車両等の入札について

災害対応特殊化学消防ポンプ車、災害対応特殊救急自動車及び高度救命処置用資機材について、予算要望時に複数の業者から徴収した見積書、過去の消防自動車等の購入実績及び他市の導入価格等を参考に、財務規則第 100 条の規定に基づく予定価格を設定し、指名競争入札により、購入している。

ところで、当該指名競争入札結果においては、予定価格内での入札はすべて 1 者のみで、落札率も 99%を超える高い率となっていた。

入札における競争性の確保及び予定価格の積算方法の検証に努められたい。

なお、地方自治法第 234 条第 1 号及び第 2 号の規定では、一般競争入札に対し、指名競争入札、随意契約及びせり売りは、地方自治法施行令にそれぞれ規定する場合に限り、これによることができることされている。

措置内容

改善中

ご指摘を踏まえ、以前にも増して公平性と競争性を確保するため、仕様書の作成について特定の業者のみに限定されないよう配慮しております。また、予算書が一般公開されていることから、細分化していた予算費目等を統合（消防車両購入費、救急自動車購入費及び消防用備品購入費を消防用備品購入費に一本化）することにより、業者が消防車両等の予算額を容易に推測しにくい工夫を行い、より適切な予算執行を推進できるよう措置いたしました。

当課といたしましては、今後も様々な観点から入札における各種検証に努めてまいります。

2 資金前渡事務について

資金前渡事務において、以下の留意すべき事項が見受けられた。

適正な事務処理をされたい。

- (1) 資金前渡職員は、交付を受けた経費の目的に従って債務を負担し、その債務を履行するために正当債権者に現金で支払いをしなければならない。
ところで、当課では自動車重量税を資金前渡しているが、当課から資金を受け渡し、警備課が支払を行っているもの。
- (2) 資金前渡職員は、財務規則第206条の7の規定により現金出納簿を備え付けておかなければならないが、通信運搬費に係る現金出納簿が備え付けられていないもの。
- (3) 資金前渡の精算について、財務規則第43条第1項の規定により常時の費用に係るものは翌月の休日を除いて5日までに、随時のものについては目的が完了した日から休日を除いて5日以内に精算しなければならないが、その精算が遅延しているもの。

措置内容

措置済
(1) ご指摘以降は、資金前渡職員としての役割について再徹底を図ったうえで担当所属へ執行委任を行っており、適正な事務処理をいたしております。
(2) ご指摘以降は、通信運搬費に係る前渡資金の既存現金出納簿への記入を徹底しており、適正な事務処理をいたしております。
(3) ご指摘以降は、適正な事務処理をいたしております。

3 契約事務について

当課が実施する消防分署及び出張所（以下「出張所等」という。）清掃管理（日常清掃及び定期清掃）業務に係る委託契約事務において、以下の留意すべき事項が見受けられた。

- (1) 契約書においては、「乙（受託者）は委託期間終了後速やかに委託業務の成果に関する報告書を甲（市長）に提出しなければならない。」と規定されているものの、日常清掃及び定期清掃実施後の履行確認に係る規定はなく、それぞれの出張所等で履行確認の方法が統一されていない。

履行確認方法の統一を図りたい。

- (2) 契約書においては、「乙（受託者）は、報告書を甲（市長）に提出したときは、甲に対して委託料の支払を請求することができる。」と規定されており、支払については、業務終了後、一括して支払うように規定されている。

ところで、実際の支払は、日報の提出や現場確認などにより、いずれも実施翌月に月額を支払っている。

履行確認方法や支払時期等について変更契約を行うなど、適正な事務処理をされたい。

措置内容

措置済

- (1) ご指摘を踏まえ、契約書上において日常清掃及び定期清掃実施後の履行確認ができるよう「乙（受託者）は月ごとに委託業務の成果に関する報告書を甲（市長）に提出しなければならない。」と規定し、適正な履行確認を行うことができるように措置いたしました。
- (2) ご指摘のとおり、委託期間終了後、一括で支払うような契約内容になっておりましたが、現在は契約内容を変更し、月ごとに提出された報告書に基づき履行確認を実施したうえで、従来どおりの月額支払いするように措置いたしました。

4 切手の管理について

当課では、消防団に係る切手の管理を行っている。

ところで、その切手の受払簿が備え付けられていない。

適正な事務処理をされたい。

措置内容

措置済
ご指摘以降は、切手の受払簿を備え付け適正な管理に努めております。

人事教養課

契約事務について

当課では、平成28年度消防吏員採用試験の論作文試験採点業務を委託により実施している。

ところで、当該契約書には、暴力団排除に関する条項が規定されていない。

適正な事務処理をされたい。

措置内容

措置済
<p>平成29年度と同業務委託に係る当該契約書から、暴力団排除に関する条項を規定し、双方取り交わすことといたしました。</p> <p>今後につきましても内容に留意して契約締結してまいります。</p>

予防広報課

契約事務について

当課では、防火防災訓練災害補償等共済に加入している。

ところで、当該契約書に「双方契約期間満了日の3ヶ月前までに契約解除の申し出がない場合は、契約を1年更新するもの」と規定されており、平成26年度から自動更新されている。なお、保険料については、毎年度支出負担行為を行い支払っている。

会計年度独立の原則を鑑み、適正な事務処理をされたい。

措置内容

措置済
ご指摘以降は、毎年度契約を取り交わし、適正な事務処理に努めております。 また、今回のご指摘につきましては部課内共有の上、周知を行いました。

警備課

資金前渡事務について

財務規則第 43 条第 1 項では、資金前渡職員は、資金交付の目的が完了した日から休日を除いて 5 日以内に精算命令書を提出しなければならないと規定されている。

ところで、高圧ガス容器所有者登録の更新手数料を資金前渡し支払っているが、支払日から精算命令書の提出までに 2 か月以上を要しているものが見受けられた。

適正な事務処理をされたい。

措置内容

措置済

ご指摘以降は、資金前渡職員としての役割について再徹底を図り、適正な事務処理をいたしております。

監査結果に関する報告に基づき講じた措置の通知等の公表

1. 通知を行った者

東大阪市長 野 田 義 和

2. 通知を受けた日

平成 30 年 9 月 12 日

3. 監査結果に関する報告

平成 30 年 2 月 13 日監報第 8 号 監査結果報告書

4. 監査の対象

市民生活部所管事務

市民生活総務室

1 市民共済制度に係る加入条件の確認について

当室では、市民生活の安定に寄与することを目的として設けられた市民交通災害共済制度及び市民火災共済制度を所管している。

加入条件は、市民交通災害共済制度では、住民基本台帳に記載されている者とされ、市民火災共済制度では、住民基本台帳に世帯主として記載されている者とされている。

ところで、加入受付や見舞金等の支払の際には、加入条件の適否を口頭でのみ確認している。

加入条件の確認にあたっては、規定どおり住民基本台帳で行うよう徹底されたい。

措置内容

一部措置済

平成30年8月より、加入受付の際に、加入条件の適否を住民基本台帳で確認しております。平成31年度以降は、全加入申込者について、確認する予定です。

2 市民共済会費の免除事務について

当室では、交通事故により災害を受けた者を救済することにより、市民生活の安定に寄与することを目的として設けられた市民交通災害共済制度を所管している。

共済会費については、1人につき年額600円とし、就学援助の認定を受けた保護者の世帯に属する児童生徒については、共済会費の半額を免除することとしている。

ところで、共済会費の免除は、加入受付時に、窓口担当者が免除事由に該当することを確認できる名簿と突合することにより行われているが、複数人による確認は行われておらず、当該免除に係る決裁処理もなされていない。

共済会費免除の重要性に鑑み、複数人による確認及び免除に係る決裁処理を行われたい。

措置内容

措置済

ご指摘を踏まえ、交通災害共済会費の免除につきましては複数人による確認及び免除に係る決裁処理を行うよう是正致しました。

日下行政サービスセンター

出納員事務について

当所長は、出納員として市税、国民健康保険料、使用料、手数料等の収納事務を所管している。

ところで、財務規則第 26 条の 2 において、出納員は、収納金を即日又はその翌日に収納金融機関に払い込まなければならないと規定されているが、払い込みが遅延しているものが見受けられた。

適正な事務処理をされたい。

措置内容

改善中

収納金の金融機関への払い込み遅延解消に向け、新年度に入った 4 月以降、払い込みの日数を増やすことにより、一部対応できていない日はあるものの、原則として規定に沿った事務処理となるよう取り組んでおります。

なお、対応できていない日を少しでもなくせるよう、今後とも引き続き努力してまいります。

四条行政サービスセンター

出納員事務について

当所長は、出納員として市税、国民健康保険料、使用料、手数料等の収納事務を所管している。

ところで、平成 28 年 4 月 1 日付けの人事異動により当所長が交代したことにより、財務規則第 73 条に基づき出納員事務を前任者から後任者に引継ぎ、事務引継書を作成しているものの、その記載内容において、現金の引継額に記入誤りが見受けられた。

適正な事務処理をされたい。

措置内容

措置済
出納員事務引継書の記入誤りにつきましては、適切に訂正させていただきました。

市民室

契約事務について

賃貸借契約事務において、以下の留意すべき事項が見受けられた。

適正な事務処理をされたい。

- (1) 契約締結起案において、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号により随意契約を行うとされているものの、競争入札を実施できない具体的な理由が記載されていないもの。
- (2) 契約金額が 500 万円以上の契約については、履行保証保険証書の提出があった場合や本市外郭団体等で契約を履行しないおそれがないと認められるときなどを除き契約保証金を徴収する必要があるが、契約保証金を免除しているもの。

措置内容

一部措置済

- (1) 今年度契約のものについて競争入札を実施いたしました。
- (2) 今年度の契約については、契約金額が 500 万円未満であり、かつ、契約の相手方の財政状況及び他自治体との契約履行状況等に鑑み、東大阪市財務規則第 117 条第 3 号の規定により契約保証金を免除いたしました。なお、次年度の契約については、契約金額が 500 万円以上になる見込みとなっており、契約保証金の納付または履行保証保険証書の提出を求めます。

市民課

1 自動車臨時運行許可事務について

当課では、自動車の検査・登録及び車両整備などの回送を行う場合の特例措置である自動車臨時運行許可事務について、自動車臨時運行許可事務取扱要領（以下「要領」という。）を作成し、事務を行っている。

ところで、当該事務について、以下の留意すべき事項が見受けられた。

- (1) 要領においては、臨時運行登録業者のうち2年間自動車臨時運行許可を得ていない場合は、次年度以降の利用を確認するため毎年度4月初旬に継続通知を送付するとされているが、登録業者の過去2年間の利用実績の確認が行われておらず、継続通知が送付されていない。

要領に沿った適正な事務処理をされたい。

- (2) 利用者は、有効期間終了後5日以内に許可証と許可番号標（仮ナンバープレート）を返納することとされているが、督促や催告を行っているにもかかわらず、長期間にわたって返納されていないものが見受けられた。

未返納分の許可番号標については、不正利用のおそれもあることから、早期の回収に努められたい。

措置内容

一部措置済

(1) 継続通知の送付については、平成30年4月1日付け要領改正（第2章第3節の削除）を行いました。

(2) 未返納分の許可番号標については、現在、電話や文書による督促及び催告を行なっています。今後も、要領に基づき、早期回収ができるよう取り組みます。

2 出納員事務について

当課長は、出納員として所管に属する手数料の収納事務を所管しており、収納した際には、金銭登録機（以下「レジスター」という。）を用いて領収証書（レシート）を交付している。

ところで、収納した手数料の金額は翌日申請書等と確認しているが、レジスターの精算金額と一致しない場合、手書きでレジスターの精算金額を訂正している。

打ち損じ等があった場合は、レジスターで速やかに訂正処理を行ったうえ、不用となった領収証書（レシート）を保管するなど、金銭授受の証左となるレジスターの記録について適正に処理をされたい。

措置内容

措置済

金銭授受の証左となるレジスターの記録について、打ち損じ等があった場合は、レジスターで速やかに訂正処理を行い、不用となった領収証書（レシート）等の保管をするために別紙「保管表」を作成しました。

監査結果に関する報告に基づき講じた措置の通知等の公表

1. 通知を行った者

東大阪市長 野 田 義 和

2. 通知を受けた日

平成 30 年 9 月 13 日

3. 監査結果に関する報告

平成 30 年 2 月 13 日監報第 9 号 監査結果報告書

4. 監査の対象

出納室所管事務

出納室

1 公印（出納員印）保管状況報告について

会計管理者においては、公印（出納員印）の管理について、公印管守者にその保管状況及び印影の報告を求めている。

ところで、提出された公印（出納員印）保管状況報告書（以下「報告書」という。）については、文書管理システムにより会計管理者の決裁が行われているが、印影報告と照合したところ、一部公印管守課の報告書がないまま決裁が行われていた。

適正な事務処理をされたい。

措置内容

措置済

今回の該当する所属分につきましては、報告書の補正をするため担当所属に返却している間に、誤って回議・決裁を行ってしまったことが原因で発生いたしました。添付されていなかった花園ラグビーワールドカップ2019推進室及び花園ラグビー場の報告書については、提出をさせたうえで早急に再回議・決裁を行いました。

今後このようなことがないように確認を徹底し、適正な事務に努めてまいります。

2 つり銭資金管理報告について

会計管理者においては、つり銭資金について、交付を受けている主管課の出納員に対し、毎月、つり銭資金管理簿により確認を行うとともに、年度終了後には、つり銭資金管理報告書（以下「報告書」という。）を提出するよう求めている。

ところで、平成 28 年度の報告書は、平成 29 年 4 月 7 日までの提出を求めているが、報告者である出納員が人事異動により変更になっているにもかかわらず、旧の出納員で報告書が提出されているものが見受けられた。

提出時点の出納員からの報告であるか確認を行い、正当な報告を受けられたい。

措置内容

措置済

旧の出納員で報告のあった所属へ確認した結果、報告書の日付を確認日ではなく、提出日で記入をしていたことがわかりましたので、速やかに報告書の日付を訂正させました。

今後このようなことがないように決裁方法や事務処理について出納室内で共有を行い、適正な事務処理に努めてまいります。

3 つり銭資金継続使用申請について

会計管理者においては、つり銭資金について年度を越えて引き続き使用する場合、主管課に対し、つり銭資金継続使用申請書（正・副）を提出するよう求めている。

ところで、つり銭資金継続使用申請書（正・副）には、会計管理者までの決裁欄が設けられ、副（主管課保管）については、帳票の決裁欄に会計管理者までの押印により決裁が行われているが、正（出納室保管）については、帳票の決裁欄は用いず、各主管課分を一括して文書管理システムにより、出納室長までの決裁が行われている。

決裁区分を遵守するとともに、決裁方法を明確にされたい。

措置内容

措置済

今回の事案につきましては、文書管理システムにて決裁を行う際、会計管理者決裁とするべきところ出納室長決裁とし決裁区分を誤っていましたので、会計管理者決裁に速やかに訂正いたしました。

今後このようなことがないように、決裁区分の確認を徹底し、適正な事務処理に努めてまいります。

監査結果に関する報告に基づき講じた措置の通知等の公表

1. 通知を行った者

東大阪市農業委員会会長 前 田 輝 久

2. 通知を受けた日

平成 30 年 9 月 11 日

3. 監査結果に関する報告

平成 30 年 2 月 13 日監報第 12 号 監査結果報告書

4. 監査の対象

農業委員会事務局所管事務

農業委員会事務局

資金前渡事務について

農業委員に対し支給する報酬については、報酬及び費用弁償に関する条例により、月額報酬が支給されている。

ところで、当該事務において、以下の留意すべき事項が見受けられた。

適正な事務処理をされたい。

- (1) 当事務局では、毎月 25 日前後に資金前渡により全員の報酬額の交付を受け、翌月中旬に開かれる農業委員会開催時に各委員に対して報酬を支給しているにもかかわらず、前渡資金交付時に精算処理を行っているもの。
- (2) 当該報酬に対する源泉徴収すべき所得税を、国税庁による源泉徴収税額表に基づく計算方法で徴収していないもの。

措置内容

措置済

- (1) 委員報酬につきましては、平成 30 年 3 月分から当月中に本人の口座へ直接振り込む方法へ改めました。
- (2) 委員報酬に対する源泉所得税につきましては、平成 30 年 3 月分から国税庁による源泉徴収税額表に基づく計算方法による税額を徴収するよう改めました。

監査結果に関する報告に基づき講じた措置の通知等の公表

1. 通知を行った者

東大阪市教育長 土 屋 宝 土

2. 通知を受けた日

平成 30 年 9 月 18 日

3. 監査結果に関する報告

平成 30 年 3 月 26 日監報第 15 号 監査結果報告書

4. 監査の対象

教育委員会事務局社会教育部所管事務

社会教育課

1 行政財産の目的外使用許可に関する事務について

当課では、所管する土地への電柱設置について、財務規則第 149 条第 3 項に基づき許可申請書（以下「申請書」という。）により目的外使用許可を行っている。

また、電柱の設置使用料（以下「使用料」という。）については、行政財産使用料条例施行規則第 2 条第 6 項及び道路占用料徴収条例第 2 条の規定により電柱の種別ごとに算出している。

ところで、申請書にその算出の根拠となる電柱の種別の記載を求めておらず、使用許可の起案時に使用料の根拠を確認しないまま決定を行っている。

申請者に電柱の種別の記載を求め、使用許可時には算出根拠を明確にしたうえで、使用料を決定されたい。

措置内容

措置済
申請者に電柱種別の記載を求め、使用許可申請書に明記したうえで使用料を決定いたしました。

2 備品管理について

財務規則第 174 条において、各部等の長は、その所管に属する物品を管理しなければならないと定められている。

ところで、廃棄済みの備品について、備品管理システムに登録されているものが見受けられた。

現状に一致するよう整理を行い、適正な管理をされたい。

措置内容

措置済
ご指摘の備品については、廃棄手続きを行い、現状と一致するよう整理を行いました。今後も適正な管理に努めます。

3 後援名義使用承認について

当課では、教育的事業を行うものに対し教育委員会後援等承認事務取扱要綱に基づき、承認の事務を行っている。

また、当該事業が完了したときは、事業終了報告書その他必要な書類（以下「報告書等」という。）を教育委員会に提出しなければならないと規定されている。

ところで、当該事業完了後、長期にわたり、その提出がないものが見受けられた。

報告書等の早期提出を求め、適正な事務処理をされたい。

措置内容

措置済

事業終了報告書の提出遅延については、指摘事項を踏まえ、申請者に対して通達を行い、速やかに事業終了報告書をご提出いただきました。

また、今年度申請に来られた際に、今後提出遅延のないよう指導した上で受理しました。

4 貸出図書について

貸出図書のうち、3図書館2分室及び移動図書館を合わせた未返却本は、平成30年2月末現在4,674冊となっている。

図書館の管理運営については、平成28年度より指定管理者制度を導入しており、未返却者に対しては、指定管理者による電話やはがきでの催促、一部利用制限、返却場所の増設などの対策を講じているが、依然として未返却本の解消には至っていない。

当課においては、周辺自治体の状況等を勘案し、利用条件の見直しを検討するなど、指定管理者と十分に連携し、未返却本の解消に努められたい。

措置内容

改善中

図書館では、本の館外貸し出しについて、延滞資料がある利用者には、電話や葉書で早期返却をお願いしており、又インターネット予約等サービスの開始を機会に、平成22年6月より利用条件等を変更し長期延滞資料のある間は、新たな予約を受付けないという制限を課しておりますが、指定管理者と連携しながら引き続き可能な方策を検討するとともに、延滞資料の解消に向けて利用者の一層のご理解ご協力が得られるよう、図書館資料の正しい利用方法等について周知を図ってまいりたいと考えています。

青少年スポーツ室

1 スポーツ施設等の使用料の出納事務について

スポーツ施設情報システム（オーパス）により施設利用を申請した場合における使用料は、1か月分を口座振替により、翌月に出納員名の預金口座に入金されている。出納員は、当該預金口座から出金して市へ払い込むこととなっており、口座振替できなかった場合は再度翌月に口座振替することとなっている。

ところで、口座振替が不能となった収入未済金が発生している。滞納一覧により管理はなされているが、後日、納付されるまで調定されないため、収入未済金として計上されていない。

収入未済金として管理するよう検討されたい。

措置内容

改善中

当該施設使用料については事前調定ですが、オーパス利用分は施設利用の翌月に口座振替できた使用料のみ事後調定を行っています。調定できなかった使用料を今後収入未済金として管理するよういたします。

2 留守家庭児童育成事業補助金交付事務について

当室では、放課後等に保護者が家庭にいない児童を対象に、児童の安全確保と遊びを主とした生活指導を行い、児童の健全育成を図ることを目的とした留守家庭児童育成クラブを運営している事業者に対し、留守家庭児童育成事業補助金（以下「補助金」という。）を交付している。

ところで、当該補助金交付事務において、以下の留意すべき事項が見受けられた。

- (1) 変更交付申請書及び加算交付申請書の金額欄を、摩擦熱により無色となる消えるボールペンで記載しているものが見受けられた。

消えるボールペンは、修正の跡が残らず容易に改ざんすることが可能であり、また、環境により無色となるため、公文書の記載には適さない。

補助事業者に対し十分な周知を行い、適正な事務処理をされたい。

- (2) 補助金交付要綱において、補助金実績報告書に添付するものと規定されている領収証書の写し等の書類が未提出となっているものが見受けられた。

適正な事務処理をされたい。

- (3) 提出された領収証書の写しに、あて名やただし書のないものが見受けられた。

適正な事務処理をされたい。

措置内容

措置済

(1) 公文書において消えるボールペンは使用できない旨、事業者にも周知を行うとともに、当室職員にも確認を行うよう指導しました。

(2) 未提出となっていた事業者にも再度提出を求め、領収証書の写し等の提出がありました。今後は速やかに提出するよう、事業者にも指導を行いました。

(3) あて名やただし書のない領収証書は領収証書として認められない旨、事業者にも指導を行うとともに、当室職員にも確認を行うよう指導しました。

3 補助金交付事務について

経営企画部が作成した団体に対する補助制度運用基準において、実績報告への領収証書等（写し）の添付が義務付けられている。

当室では多数の補助金事業を行っているが、一部の事業において領収証書等（写し）の提出を求めているものが見受けられた。

透明性の高い補助制度とするために、領収証書等（写し）の提出を義務付けられたい。

措置内容

措置済

指摘事項につきましては、平成30年度以降、実績報告書に領収書等（写し）の添付を記載したうえで領収書等（写し）の提出を義務付け、適正な事務処理を行っております。

今後の補助金事業に関しても、領収書等の提出を義務付け、適正な事務処理を行ってまいります。

4 契約事務について

委託契約事務において、以下の留意すべき事項が見受けられた。

- (1) 地方自治法第 234 条第 2 項の規定により、随意契約は同施行令第 167 条の 2 第 1 項各号において定める場合に限り行うことができるが、契約締結起案に該当条項や随意契約とする具体的な理由が記載されていないものが見受けられた。

随意契約は限られた場合に行うことができるものであり、起案には該当条項や具体的な理由について記載されたい。

- (2) 契約書に、暴力団の排除に関する条項が規定されていないものが見受けられた。

適正な事務処理をされたい。

措置内容

措置済

(1) 指摘事項につきましては、担当者の認識不足により発生したもので、ご指摘のとおり適正な事務処理ではありませんでした。平成 30 年度より契約締結起案に該当条項や随意契約とする具体的な理由を記載し、適正な事務処理を行っております。

(2) 指摘事項につきましては、ご指摘のとおり適正な事務処理ではありませんでした。平成 30 年度より契約書に暴力団の排除に関する条項を記載し、適正な事務処理を行っております。

5 公の施設の指定管理について

総合体育館及びスポーツホールについては、指定管理者が市との協定に基づき管理運営を行っている。

ところで、協定書第24条第1項で、「清掃業務及び警備業務、電気機械設備等保守管理業務を除く総合体育館及びスポーツホールの管理業務の全部又は一部を第三者に請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ書面により市の承諾を得たときはこの限りでない。」と規定しているが、書面による市の承諾が行われていないにもかかわらず再委託が行われている。

適正な事務処理をされたい。

措置内容

措置済
再委託業務について指定管理者と事前に協議を行い、書面にて承認するよう事務処理を改めました。

6 市民広場の管理運営について

当室では、市民の健康の増進と体位の向上を図るため、稲葉市民広場、石切市民広場、池島市民広場を設置し、管理運営を行っている。

当該市民広場の管理運営において、以下の留意すべき事項が見受けられた。

- (1) 一部の市民広場については、地元自治会に対し、市民広場条例（以下「条例」という。）

及び同施行規則で定める申請可能期間以前に申請を受け、使用を許可している。

当該使用許可に係る事務処理は、条例等の規定に沿ったものではないにもかかわらず、起案決裁等による意思決定が行われていない。

条例等の規定に沿った事務処理ではないものであり、その必要性を十分明らかにしたうえで起案決裁等による意思決定を行われたい。

- (2) 市民広場内の一部用地について、地元自治会から使用許可申請書の提出を受け、ゲートボールの実施を目的とした使用を許可している。

当該使用許可については、条例等に規定されたものではなく、例外の使用として起案決裁により意思決定を行っているが、起案書において、例外の使用として許可する理由や使用料を免除する理由は明確に記載されておらず、決裁も課長職の権限で行われている。

条例等に規定されていない使用許可であり、その必要性を十分明らかにしたうえで起案決裁を行うとともに、より上位の決裁権者による意思決定を行われたい。

措置内容

措置済

1) ご指摘の趣旨を踏まえ、池島市民広場における地元自治会の優先的な使用については、調整を行い解消いたしました。

(2) 稲葉市民広場は行政財産であり、一部用地の使用を許可する場合は行政財産の使用許可申請が必要であることから、地元自治会にはこれまでの使用許可書ではなく、行政財産使用許可申請書の提出を求め、市としては行政財産使用許可書にて使用を許可するよう事務処理の改正を行いました。なお、決裁については管財室合議にしており、管財室長決裁の権限で行われています。

7 青少年の遊び場の設置事務について

当室では、青少年の健全育成及びスポーツ・レクリエーション活動の振興を図るため、昭和54年9月1日に青少年の遊び場設置要綱（以下「要綱」という。）を制定し、その用地確保に努めている。

青少年の遊び場の設置にあたっては、土地所有者の厚意により空地の提供を受ける市と、土地所有者が土地使用貸借契約（以下「貸借契約」という。）を締結するとともに、設置希望者は運営委員会を組織し、その運営及び維持管理を行うこととされている。

また、青少年の遊び場が設置された土地の固定資産税及び都市計画税は、要綱において免除することとされている。

ところで、当該事務において、以下の留意すべき事項が見受けられた。

適正な事務処理をされたい。

- (1) 貸借期間終了後、更新契約の締結を保留したまま、引き続き青少年の遊び場として使用され、固定資産税及び都市計画税が免除されているもの。
- (2) 行政委員会等補助職員専決規程では、不動産の借入れに係る決裁については財務部長の合議を行うよう規定されているにもかかわらず、合議が行われていないもの。
- (3) 要綱及び貸借契約書では、運営委員会等に対し青少年の遊び場の使用状況や管理運営状況について報告を求める規定がなく、設置目的に沿った使用がなされていなかったもの。
- (4) 市と土地所有者の貸借契約締結起案の決裁日が、契約締結日以後となっているもの。
- (5) 貸借契約書第4条第2項では、市が契約更新を希望するときは、貸借期間満了の2か月前までに書面でその旨を申し入れるとしているものの、期限を越えて申入れを行っているもの。
- (6) 要綱第4条では、「青少年の遊び場にかかわる固定資産税・都市計画税は免除するものとする。」としているものの、貸借契約書第8条では、固定資産税の免除についてのみ規定しているもの。

措置内容

一部措置済

(1) 青少年の遊び場につきましては更新契約を締結いたしました。一部の青少年の遊び場につきましては、現在、地権者と調整中につき更新契約締結に至ってはおりませんが、締結に向けて協議してまいります。

(2) 東大阪市行政委員会等補助職員専決規程に定められた不動産の借入に係る決裁に財務部長の合議が必要であるという担当者の認識がなく、合議を行っていませんでした。契約にいたっていない衣摺青少年の遊び場については、財務部長の合議を行います。

(3) 期間内は、実地調査等で青少年の遊び場の使用状況や管理運営状況を把握し、設置目的に沿った使用がなされているかどうかを確認してまいります。

(4) 担当者の認識不足により行ってしまったことで、適正な事務処理ではありませんでした。

(5) 担当者の認識不足により行ってしまったことで、適正な事務処理ではありませんでした。

(6) 要綱第4条「青少年の遊び場にかかわる固定資産税・都市計画税は免除するものとする。」とありますが、貸借契約書第8条では固定資産税の免除についてのみの規定であり、都市計画税の免除については記載していませんでした。契約に至っていない衣摺青少年の遊び場については、固定資産税・都市計画税は免除するものとする旨の記載を行います。

文化財課

1 契約事務について

委託契約事務において、以下の留意すべき事項が見受けられた。

- (1) 契約書に、契約保証金に係る該当条項や免除理由が記載されていないものが見受けられた。

適正な事務処理をされたい。

- (2) 契約書に、暴力団の排除に関する条項が規定されていないものが見受けられた。

適正な事務処理をされたい。

- (3) 予定価格の公表については、財務部が作成した契約事務の手引きにおいて、公表する場合は事後公表が一般的であるが、事後公表では十分に透明性を確保できない場合などについては、事前公表とすることができるとされている。

ところで、当課では、入札に際して予定価格を事前に公表しているものの、起案に事前公表とする理由を記載していないものが見受けられた。

事前公表とする場合には、その必要性を十分明らかにしたうえで起案決裁を行われたい。

措置内容

措置済
<p>(1) ご指摘の件につきましては契約書に契約保証金に係る該当条項や免除理由について記載し、適正な事務処理を行っております。</p> <p>(2) ご指摘の件につきましては契約書に暴力団の排除に関する条項を規定し、適正な事務処理を行っております。</p> <p>(3) ご指摘以降入札に際して予定価格の事前公表を行っておりませんが、事前公表をする場合につきましては起案に事前公表とする理由を記載し、適正な事務処理を行ってまいります。</p>

2 行政財産の目的外使用許可に関する事務について

当課では、所管する土地への電柱設置について、財務規則第 149 条第 3 項に基づき許可申請書（以下「申請書」という。）により目的外使用許可を行っている。

また、電柱の設置使用料（以下「使用料」という。）については、行政財産使用料条例施行規則第 2 条第 6 項及び道路占用料徴収条例第 2 条の規定により電柱の種別ごとに算出している。

ところで、申請書にその算出の根拠となる電柱の種別の記載を求めておらず、使用許可の起案時に使用料の根拠を確認しないまま決定を行っている。

申請者に電柱の種別の記載を求め、使用許可時には算出根拠を明確にしたうえで、使用料を決定されたい。

措置内容

措置済

指摘事項につきましては、平成 30 年度申請分より申請者に対し電柱の種別記載を求め、適正な事務処理を行っております。

3 郵便切手の管理について

当課では、郵便切手の管理においては、郵便発送簿(以下「発送簿」という。)を備え付けている。当該発送簿には切手使用枚数内訳などの記載があり、切手受払簿と兼ねられている。

ところで、監査時点で発送簿と切手の残枚数及び残額は一致していたものの、発送簿に記載の平成 29 年 12 月末の残枚数及び残額と、平成 30 年 1 月当初の残枚数及び残額が一致していなかった。

切手は持ち出しが容易であり、換金性の高いものであることから、現金と同様に慎重に取り扱う必要がある。定期的に切手の現物と発送簿を確認するなど、適正な管理をされたい。

措置内容

措置済

郵便切手の管理につきましては、ご指摘を踏まえ切手受払簿を改善し、切手の使用时だけでなく毎月末に切手の残枚数及び残額を確認する事務を行っております。

長瀬青少年センター

備品管理について

財務規則第 174 条において、各部等の長は、その所管に属する物品を管理しなければならないと定められている。

ところで、廃棄済みの備品について、備品管理システムに登録されているものが見受けられた。

現状に一致するよう整理を行い、適正な管理をされたい。

措置内容

措置済
備品管理システムに登録されている備品について、廃棄済の備品につきましては、適正に事務処理を行いました。

荒本青少年センター

1 資金前渡事務について

当センターの給食用食材については、保護者負担と公費で賄っており、当センターは公費負担分を資金前渡し、給食調理業務の委託業者に翌月支払っている。

当該資金前渡事務において、以下の留意すべき事項が見受けられた。

適正な事務処理をされたい。

(1) 実際の支払日以前に精算が行われているもの。

(2) 現金出納簿に記載の日付が誤っているもの。

措置内容

措置済
ご指摘以降は金融機関入金日5日以内に精算(1)、出納簿記載は同日(2)と職員間で連絡し作業をおこなっております。

2 契約事務について

契約書において、暴力団の排除に関する条項が記載されていないものが見受けられた。

契約締結に際しては、暴力団排除条例に基づき暴力団の排除に関する措置が必要であり、適正な事務処理をされたい。

措置内容

措置済
平成 30 年度からの委託契約書においてすべて暴力団の排除に関する条項を記載しております。

3 公有財産の管理について

当センターが所管していた公有財産である土地の一部については、平成 18 年度に他部局へ移管している。

当該土地について、以下の留意すべき事項が見受けられた。

- (1) 財務規則第 140 条において、各部等の長は、公有財産台帳を調整し、その実態を明らかにしておかなければならないと定められているが、記載事項の更新が行われていない。

台帳の整備を行い、適正な管理に努められたい。

- (2) 当該土地に設置されている電柱 2 本について、移管された後も当センターが行政財産目的外使用許可を行っている。

適正な事務処理をされたい。

措置内容

改善中
既に関係各署には一報を入れております。 年度末には措置する状況となっております。

荒本青少年運動広場

契約事務について

契約書において、暴力団の排除に関する条項が記載されていないものが見受けられた。

契約締結に際しては、暴力団排除条例に基づき暴力団の排除に関する措置が必要であり、適正な事務処理をされたい。

措置内容

改善中
指摘を受けた中で、 1 施設機械警備業務委託契約について、業者との調整も終えており 31 年度より改善します。 2 夜間照明設備保守点検業務委託契約、スコアボード保守点検業務委託契約については、 年度中向後の契約予定であるため随時改善してまいります。

社会教育センター

1 出納員事務について

当館長は、出納員としてコピー利用料を収納している。

ところで、当該出納員事務において、以下の留意すべき事項が見受けられた。

適正な事務処理をされたい。

- (1) 平成 29 年 3 月に収納したコピー利用料について、平成 28 年度歳入とすべきところを平成 29 年度歳入として払い込んでいるもの。
- (2) 領収証書（控え）に押印された領収印の日付が訂正されているものや、不鮮明なもの。

措置内容

措置済
(1) 庶務担当職員間で意思統一を図り、実地監査以降、適正な事務処理に努めています。
(2) 領収証書（控え）に領収印を押印する際は、日付を間違わないように注意するとともに、鮮明に押印するよう、平成 30 年 1 月 22 日の月例職員会議の場にて所属職員一同に今一度周知を行い、同日より着手し、適正な事務処理に努めています。

2 公民分館運営業務委託契約について

生涯学習の一環として、市民の社会教育活動の振興を図るため、社会教育センター条例に基づき当センター及び 30 館の公民分館が設置されている。各公民分館には同施行規則に基づき運営委員会が置かれ、市は施設の維持、清掃、公民分館活動の実施、利用に係る受付業務を運営委員会に委託している。

ところで、当該委託契約に係る事務において、以下の留意すべき事項が見受けられた。

- (1) 一部の公民分館では年度中に耐震補強工事が行われていたものの、全ての公民分館に対し同額の委託料が支払われていた。また、契約締結時に提出された業務計画書において、耐震補強工事期間中に公民分館を使用した行事が記載された事例が見受けられるなど、事前チェックの形骸化が疑われる。

業務計画書を精査するとともに、委託料が業務計画に見合ったものとなっているかどうか検討されたい。

- (2) 契約書において、社会教育センター条例及び同施行規則によるべきところ、平成 27 年 10 月 1 日に既に廃止された、公民館条例及び同施行規則を委託業務の根拠として記載しているものが見受けられた。

適正な事務処理をされたい。

措置内容

措置済

- (1) 3 公民分館につきましては、耐震補強工事实施に伴い、利用者の安全性確保の観点からも、一定期間の休館を余儀なくされたところですが、この間も、各施設の管理人等が、周辺地域の清掃や関係各所への連絡にあたる等、必要な業務を行っておりました関係上、他の公民分館と同様、年間委託料を年度当初に全額支払っておりました。事業内容等の業務計画書への記入漏れ・内容不備等が見受けられた件につきましては、平成 30 年 3 月 26 日開催の公民分館運営委員長協議会の場にて、再度、各運営委員長あてに周知徹底を図り、年度当初に各公民分館から提出のあった書類についての内容確認を入念に行いました。
- (2) 契約書様式を正しい内容にデータ修正入力を行い、平成 30 年 3 月 26 日開催の公民分館運営委員長協議会の場にて、各運営委員長あてに(正しく内容修正した)平成 30 年度用の契約書を配布しており、以降も、適正な事務処理に努めています。

3 公の施設の指定管理について

市立野外活動センター（以下「センター」という。）については、指定管理者が市との協定に基づき管理運営しており、センターの使用料については、指定管理者と徴収委託契約を締結している。

ところで、指定管理者が携行すべき徴収委託証明書を、指定管理者に送付せず保管していた。

適正な事務処理をされたい。

措置内容

措置済
指定管理者あてに電話連絡を行うとともに、当該証明書を発送し、写しを社会教育センターにて保管いたしました。平成 30 年度徴収委託契約の手続きの際は、適正な事務処理に努めました。

4 備品管理について

財務規則第 174 条において、各部等の長は、その所管に属する物品を管理しなければならないと定められている。

ところで、公用自動車等廃棄済みの備品について、備品管理システムに登録されているものが見受けられた。

現状に一致するよう整理を行い、適正な管理をされたい。

措置内容

措置済

実地監査以降、速やかに当該備品について現存の有無の確認を行ったうえで、廃棄済み備品については、平成 30 年 1 月 26 日付で備品管理システムによる削除手続きを完了しております（同日付で出納室に提出済）。以降も、現状に一致するよう、適正な整理・管理に努めています。

監査結果に関する報告に基づき講じた措置の通知等の公表

1. 通知を行った者

東大阪市教育長 土 屋 宝 土

2. 通知を受けた日

平成 30 年 9 月 13 日

3. 監査結果に関する報告

平成 30 年 3 月 26 日監報第 16 号 監査結果報告書

4. 監査の対象

学校園

1 出納員事務について（学校教育推進室所管）

幼稚園長は、出納員として預かり保育料の収納事務を所管している。

当該出納員事務において、以下の留意すべき事項が見受けられた。

適正な事務処理をされたい。

- (1) 当園では、当該収納状況について、預かり保育を利用する園児ごとの月別利用券購入明細を作成し管理を行っているものの、財務規則第 206 条の 7 において出納員が備え付けなければならないと規定されている現金出納簿が備え付けられていないもの。

(石切幼稚園)

- (2) 預かり保育料の領収証書（園控え）に押印された領収印の日付が訂正されているもの。

(石切幼稚園)

措置内容

措置済

(1)

ご指摘のあった園に対しましては、今後、出納員事務について財務規則に基づいて現金出納簿を備え付け、適切に事務処理するよう指導いたしました。また、指摘事項につきましては、平成 30 年 4 月に開催された教育施策連絡会（旧称 校園長会）及び教育案件連絡会（旧称 教頭主任会）においても指導、周知いたしました。

(2)

ご指摘のあった園に対しましては、領収証書の訂正を行わず適切に事務処理を行うよう指導いたしました。また、指摘事項につきましては、平成 30 年 4 月に開催された教育施策連絡会（旧称 校園長会）及び教育案件連絡会（旧称 教頭主任会）においても指導、周知いたしました。

2 学校園教育活動支援事業について（学校教育推進室所管）

学校園における教育活動を支援し、教育力を総合的に高めるため実施する学校園教育活動支援事業に関し、市は学校園長が会長を務める研究会と委託契約を締結している。

ところで、当該学校園教育活動支援事業に係る事務について、以下の留意すべき事項が見受けられた。

適正な事務処理をされたい。

- (1) 委託料の学校園への入金後に、費用を立て替えて支出しているもの。

(枚岡中学校、楠根小学校、枚岡幼稚園)

- (2) 収支決算書とともに、経費の支出を明らかにする領収証書等の写しを教育委員会に提出することとなっているが、その領収証書が保管されていないもの。(枚岡中学校)

措置内容

措置済

(1)

学校園教育活動支援事業につきましては、これまでも事業実施にあたり毎年度当初に学校園に対して通知している実施要綱及び実施要領、事務要領で適正な事務処理について注意しているところです。ご指摘のあった各学校園には適正な事務処理を行うよう指導いたしました。また、指摘事項につきましては、平成30年4月に開催された教育施策連絡会（旧称 校園長会）及び教育案件連絡会（旧称 教頭主任会）においても指導、周知いたしました。

(2)

領収書（写し）の提出及び保管については実施要綱で義務付けており、これまでも漏れや紛失のないよう指導しているところです。ご指摘のあった学校には領収書(写し)の提出及び保管について適切な処理を行うよう指導いたしました。また、指摘事項につきましては、平成30年4月に開催された教育施策連絡会（旧称 校園長会）及び教育案件連絡会（旧称 教頭主任会）においても指導、周知いたしました。

3 預金通帳の繰越金について（教職員課所管）

学校園においては、独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付金の受払口座として預金通帳を保管管理している。

ところで、預金利息に係るもののほか以前からの繰越金が預金通帳に残っているものが見受けられた。

適正な整理が必要と考えられることから、その整理方法について検討されたい。

（楠根中学校）

措置内容

措置済
繰越金等について、調査をしたが対象者が特定できなかったため、市の歳入（雑入）に入金するよう指導し、すでに入金済みです。

4 消防施設の整備について（施設整備課所管）

学校園の消防施設については、定期的に消防署の立入り検査を受けている。

ところで、平成 29 年 8 月に行われた立入り検査において、不良、不備の指摘を受けた消防設備について、整備が行われていないものが見受けられた。

子どもたちの安全、安心な教育環境のためにも、消防施設の早期整備に取り組まれない。

（楠根中学校）

措置内容

改善中

平成 30 年 3 月に消火栓ホースを更新し、パッキンの取り替えを行いました。

指摘事項につきましては、経常的な修繕のための予算である大規模営繕事業予算にて、緊急性の高いものから順次改善しておりますが、十分な予算が確保されていないことから、全てに対応できていない現状であります。

今後も予算確保に努め、消防署の指摘事項及び緊急性を勘案して改善を図ってまいります。

5 学校園における備品管理について（施設整備課所管）

財務規則第 174 条において、各部等の長は、その所管に属する物品を管理しなければならないと定められている。

ところで、廃棄済みの備品について、備品管理システムに登録されているものが見受けられた。

現状に一致するよう整理を行い、適正な管理をされたい。（枚岡中学校、枚岡幼稚園）

措置内容

措置済

廃棄済みの備品について、備品管理システムで適正に廃棄処理をしました。

今後周知徹底に取り組み、適正な備品管理に努めてまいります。